

子どもの権利条約を 知っていますか？

11月20日は世界子どもの日

子どもは「権利の主体」です

入間市教育委員会
家庭教育応援通信
2024年11月



こんにちは こちらは入間市教育委員会です

この家庭教育応援通信では
子育てに必要な情報を皆様にお伝えしていきます。

今回は今から30年ほど前に
国連で採択された「子どもの権利条約」に
ついてお伝えしていきます。

子どもは「権利の主体」である
という考え方、知っていましたか？



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」

「保護の対象」から「権利の主体」へ

子どもの権利条約は、1989年国連で採択されました。
日本では1994年に発効しています。



この条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」だという考え方から、それだけではなくて、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、**子どもは「権利の主体」**だという考え方に大きく転換させた条約なのです。

「子どもの権利条約」の特徴

子どもに対して、

おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認める

と同時に、

成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めている

のが、この条約の特徴です。

おとなが勝手に「子どもにいいこと」を決めつけ、それを押しつけることはできない、ということを意味しています。

子どもは人権をもっている

条約名の「子どもの権利 (child rights)」は、「子どもの人権 (human rights of children)」と同じ意味です。

子どもは生まれながらに人権 (権利) をもっていて、それは、義務と引き換えに与えられるものではありません。また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。

子どもの権利条約では、1条から40条にかけてさまざまな権利が定められています。

第1条	子どもの定義	第15条	結社・集会の自由	第29条	教育の目的
第2条	差別の禁止	第16条	プライバシー・名誉の保護	第30条	少数者・先住民の子どもの権利
第3条	子どもの最善の利益	第17条	情報へのアクセス	第31条	休息、余暇、遊び、文化的・芸術的 生活 への参加
第4条	立法・行政その他の措置	第18条	親の第一次養育責任	第32条	経済的搾取からの保護
第5条	親その他の者の指導	第19条	虐待・放任からの保護	第33条	麻薬・向精神薬からの保護
第6条	生命への権利	第20条	代替的養護	第34条	性的搾取・虐待からの保護
第7条	名前・国籍を得る権利	第21条	養子縁組	第35条	誘拐・売買・取引の防止
第8条	身元の保全	第22条	難民の子どもの保護・援助	第36条	他のあらゆる形態の搾取からの保護
第9条	親からの分離禁止	第23条	障害児の権利の国際協力	第37条	自由を奪われた子どもの適正な取扱い
第10条	家族再会	第24条	健康・医療への権利	第38条	武力紛争における子どもの保護
第11条	国外不法移送・不返還の防止	第25条	措置された子どもの定期的審査	第39条	心身の回復と社会復帰
第12条	意見表明権	第26条	社会保障への権利	第40条	少年司法
第13条	表現・情報の自由	第27条	生活水準への権利	第41条	既存の権利の確保
第14条	思想・良心・宗教の自由	第28条	教育への権利		

子どもの権利や自由

今の日本で、子どもの権利や自由は十分に保障されているでしょうか。

第14条【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。



第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。



第16条【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



子どもにわかるように

ユニセフのホームページでは、子どもにもわかりやすい学習サイトを開設して紹介しています。一度、ご覧になってみませんか。

よ **読んでみよう!** 「子どもの権利条約」第1~40条 日本ユニセフ協会抄訳

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1~40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

unicef

第1条 【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条 【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、肌のちがいや、性のちがいや、どのようなことを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お父さんであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条 【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条 【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 	第21条 【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条 【難民の子ども】 自分の国の政府からのほく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条 【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、「教育や娯楽、保健サービスなど」を受ける権利をもっています。 	第24条 【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第5条 【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条 【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 	第25条 【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その親（保護者）がその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条 【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支拂などを受ける権利をもっています。 	第27条 【生活水準の確保】 子どもは、心やからだだけでなく成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条 【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行くようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。 
第9条 【親と引き離されない権利】 子どもは、親と引き離されない権利をもっています。 	第10条 【別々の国にいる親と会える権利】 子どもは、別々の国にいる親と会える権利をもっています。 	第11条 【よその国に連れさらされない権利】 国は、子どもが他の国へ連れさらされることを防止する義務があります。 	第12条 【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を述べ、それが考慮される権利をもっています。 	第29条 【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている才能を最大限に伸ばし、責任ある市民として成長できるようにすることを目的とします。 	第30条 【少数民族・先住民の子ども】 少数民族や先住民の子どもは、自分たちの文化や伝統を尊重し、その権利を守る権利をもっています。 	第31条 【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化や娯楽に参加する権利をもっています。 	第32条 【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、経済的搾取や有害な労働から保護される権利をもっています。 

基本となる原則

子どもの権利条約の定める様々な権利には共通する基本的な考え方があり、「4つの原則」と呼ばれています。この原則は日本の「子ども基本法」にも取り入れられました。

4つの原則とは

生存・生命・発達の権利

差別の禁止

子どもの意見の尊重

子どもの最善の利益

です。

子どもの権利条約 4つの原則

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

子どもの権利条約 4つの原則

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見表明の権利

子どもの意見の尊重とは、子どもに**意見表明権**（意見を聴かれる権利）を保障したものです。

これは子どもたちに**自分に関係する全ての事柄**について、おとなに対して**意見を述べ**、その意見がおとなによって**十分に聴かれる権利**を認めたものです。

おとなは、子どもたちの気持ちや意見を聞く場を設け、**その子どもにとっての「最善の利益」**となる結論が見いだされるようにする義務があるのです。



条約の認知度

では、子どもの権利条約について、どれくらいの人を知っているのでしょうか。調査によると、日本では

子ども 内容までよく知っている 9%

内容について少し知っている 24%

おとな 内容まで知っている 2%

内容について少し知っている 14% です。

(2019年 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン調査)

しかし、スウェーデンでは、子どもの権利条約を反映して子どもたちが就学前から権利について学んでいます。

スウェーデンの教育

保育園では、先生が「何を学んでる時一番楽しい？」
「どんなことが出来るようになりたい？」と質問して一人
ひとりの答えを書き留め、実際に子どもたちに体験させる
そうです。すると、子どもは「自分の願いは聞き入れられ
る」ことと同時に、興味や出来ることは一人一人違うこと
などの多様性も自然に学んでいきます。

また、ある小学校では、児童が新しいアスレチックを要
望して児童代表が学校と話し合った結果、校長が設置を許
可しています。

自分は社会に影響を与えられる

こども家庭庁設立時にスウェーデンを視察した人が、高校生たちに「選挙に行くか」と聞いたそうです。

すると彼らが「行くよ。どうして？」と言うので日本の投票率の低さを伝えたところ、次のように返ってきました。

「なんで行かないの？それは民主主義じゃないよ。自分
の一票が社会に影響を与えるのに。」

残念ながら、日本の若者は「自分の行動で国や社会を変えられると思う」割合が低いとの調査結果があります。

(単位：%)	自分は大人だと思う	自分は責任がある社会の一員だと思う	自分の行動で、国や社会を変えられると思う	国や社会に役立つことをしたいと思う	慈善活動のために寄付をしたい	ボランティア活動に参加したい
日本	27.3 6位	48.4 6位	26.9 6位	61.7 6位	36.2 6位	49.7 6位
アメリカ	85.7	77.1	58.5	73.0	66.7	70.4
イギリス	85.9 1位	79.9	50.6	71.2	69.5	64.2
中国	71.0	77.1	70.9	82.1	78.9	85.3 1位
韓国	46.7	65.7	61.5	75.2	62.4	70.7
インド	83.7	82.8 1位	78.9 1位	92.6 1位	83.7 1位	78.1

意見を聞くことは甘やかashiではない

子どもの意見（思い）を聞くことは甘やかすことになるのではないか、という人もいます。

しかし、それは間違いです。子どもの権利条約は、子どもの言うことをすべて聞くように、と言っているのではありません。

受け入れられないことは、きちんと子どもに伝えます。そのうえで、子どもにとっての最善の結果を目指して対話を続けることを求めているのです。

自分の人生を生きるために

子どもには自分の人生を自分で生きていく権利があります。

ですから、親が、子ども時代の自分と、目の前の子どもとは別人であることを自覚することも重要です。

また、今は、予測不可能な時代であると言われていています。親が子どものためによかれと思ってやらせたことが、その子のためになるとは保証されません。

おとなのすべきこと

おとなのすべきことは何でしょうか。

権利があることを教え、日常生活で具体的に経験させ、権利の行使に**必要なスキルを身につけさせる**ことでしょう。

- その子の意見（思い）をよく聞き
- おとなとして予想できることや選択肢を伝えてあげて
- 子どもの失敗を見守りながら
- 課題の整理を手助けして
- 子どもの決定を励ましサポートしていくこと



子どもの権利について

今回は子どもの権利条約についてお伝えしました。

日本では、まだ十分に周知されているとは言えません。子どもは守られるべき存在であると同時に、権利の主体でもあることをおとなが正しく理解することが必要です。

そして、全ての子どもが健やかに成長していくことが保障される社会でなければなりません。スウェーデンでは、1960年代に95%あった子どもへの体罰が、いまでは2%にまで減っているそうです。

子どもの権利条約について、改めて学んでみませんか。

アンケートへのご協力をお願い

本通信の今後の向上のため、下記のURLをクリックしてアンケートにご協力ください

<https://forms.gle/CrB8eCNenk7pfecw5>

ありがとうございました

